

彦根市公共下水道の構造等の基準を定める条例(素案)

第1 趣旨

この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第7条第2項および第28条第2項の規定に基づき、公共下水道の構造ならびに都市下水路の構造および維持管理の基準を定めるものとする。

第2 公共下水道の構造の技術上の基準

法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準のうち、排水施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水および地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。)にあっては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、または腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排除および処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
- (6) 配水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- (8) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{きよ}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (9) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向または勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所^{きよ}にあっては、マンホールを設けること。
- (10) またまたはマンホールには、蓋(汚水を排除すべきまたはマンホールにあっては、密閉することができる蓋)を設けること。

第3 適用除外

第 2 の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

第 4 都市下水路の構造の技術上の基準

第 2 および第 3 の規定は、法第 28 条第 2 項に規定する条例で定める都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

第 5 都市下水路の維持管理の技術上の基準

法第 28 条第 2 項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の技術上の基準は、1 年に 1 回以上のしゅんせつを行うこととする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。